

令和6年度「(仮称)静岡県こども計画」策定に係るアンケート調査業務委託入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、令和6年度「(仮称)静岡県こども計画」策定に係るアンケート調査業務委託契約について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 入札参加者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、業務委託要領等その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、業務委託要領等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第5条 入札書は、入札説明書に示された様式により作成し、公告で告知した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札説明書に示された委任状を持参させなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札説明書に記載した開札場所において行う。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、入札説明書に示した条件を満たした者を落札者とする。

(再度入札)

第 11 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第 9 条第 1 号から第 3 号及び第 8 号から第 12 号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札辞退届に記入し、入札時に入札箱へ投函すること。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 12 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 13 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第 14 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第 15 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年静岡県条例第 18 号）に定める契約については、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(異議の申立)

第 16 条 入札した者は、入札後、この心得、業務委託要領等及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第 17 条 この規定は、随意契約について準用する。